

公益財団法人うつのみや文化創造財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

〔平成24年4月1日
規程第4号〕

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人うつのみや文化創造財団(以下「財団」という。)定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等といふ。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、財団の職員であつて財団の理事を兼ねている者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、通勤手当及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、国又は地方公共団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)の身分を有する役員等並びに使用人兼務役員には、報酬は支給しない。

- 2 理事長に対する報酬は、別表第1の規定によるものとする。
- 3 理事長の報酬は、月ごとに支払うものとし、1年間の報酬額(以下「報酬年額」という。)を12で除した額(以下「報酬月額」という。)を毎月21日に現金で支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日を報酬の支給日とする。
- 4 新たに、理事長になった者には、その日から報酬及び手当を支給する。年度途中から、理事長となった場合の報酬額は日割りによって計算する。

- 5 理事長が退職した場合は、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡したときは、その月の報酬月額全額を支給する。
- 6 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2に定める金額を限度とし、評議員会、理事会、監査の出席等、必要な都度支払うものとする。
- 7 役員等に対して、財団より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合は、講師謝金及び執筆謝金を支給できる。謝金の額は理事会の決議により理事長が別に定める。
- 8 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 9 役員等の退職にあたっては、退職手当は支給しない。

(口座振替による支払)

第4条 報酬は役員等からの申出があるときは、その一部又は全部を口座振替の方法により支払うことができる。

(費用)

第5条 財団は役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行し、改正後の公益財団法人うつのみや文化創造財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定は、平成24年6月1日から運用する。

附 則

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、改正後の公益財団法人うつのみや文化創造財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、改正後の公益財団法人うつのみや文化創造財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

理事長の報酬

| 区分 | 金額 |
|-----|---|
| 理事長 | 1人あたり報酬年額 3,007,200円 (報酬月額 250,600円) |

別表第2(第3条関係)

非常勤役員等の報酬

| 役員等の名称 | 金額 |
|--------|--|
| 評議員 | 会議出席の都度1回あたり1人 9,200円 |
| 理事 | 会議出席の都度1回あたり1人 9,200円 |
| 監事 | 会議出席の都度1回あたり1人 9,200円 決算監査業務1回あたり1人 17,100円 |